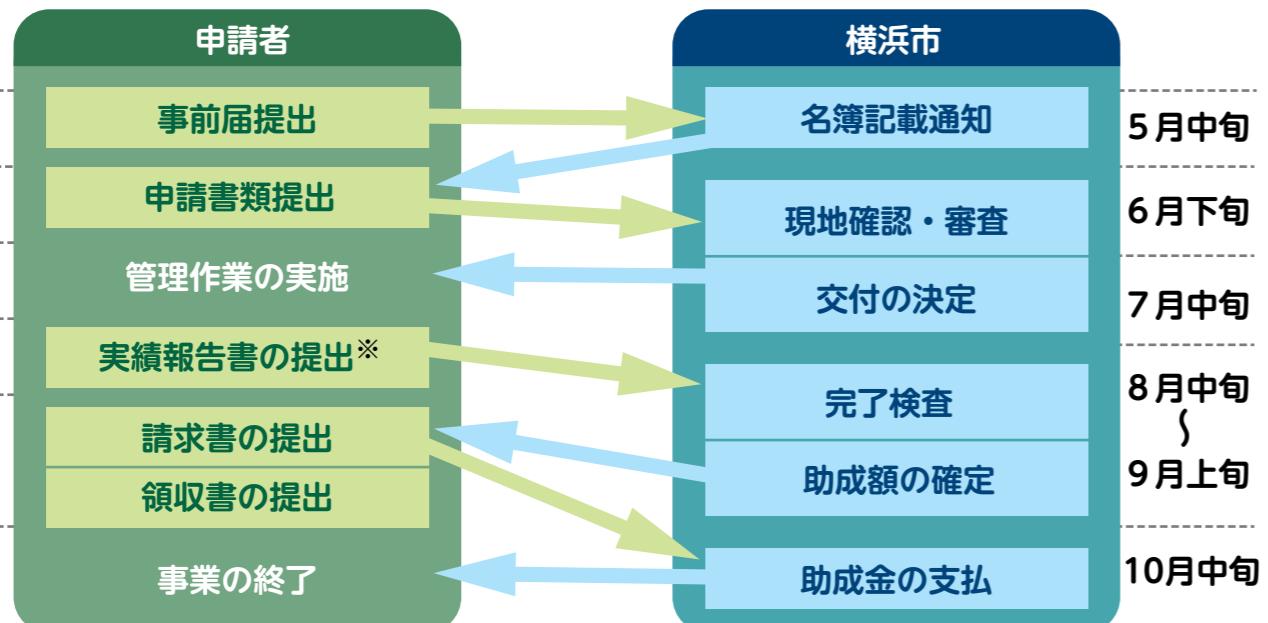




手続きの流れ(例)

4月下旬
6月上旬
7月中旬
8月中旬
9月中旬



5月中旬
6月下旬
7月中旬
8月中旬
9月上旬
10月中旬

風水雪害による被害の復旧に

助成金制度を活用できます

■助成の対象となる作業

横浜市に暴風・暴風雪・大雨・大雪・洪水警報または大雪注意報が発表され、かつ、風水雪害によって被害が発生した場合に、被害発生の原因となった警報・注意報の発表日から起算して10日以内に行う竹木伐採・倒木処理

助成金の利用を検討される場合、
作業前にホームページを確認して
いただくか、下記問合せ先までご
連絡ください

横浜市 樹林地 風水雪害 検索



樹林地維持管理助成制度の詳細はホームページをご確認ください。

〈お問合せ〉 横浜市みどり環境局公園緑地部環境活動事業課 森づくり担当

電話 045-671-2624 FAX 045-550-4554

〈受付時間：平日8時45分～17時〉

E-mail mk-jurinchi@city.yokohama.lg.jp

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10



横浜みどりアップ計画

2025年7月作成

樹林地維持管理助成事業のご案内

緑地保全制度に指定された樹林地対象

こんなことでお困りではありませんか？

木が枯れている・
倒れている

木が傾いていて、道路に倒れそう

隣の家に
枝がかかっている

電線に枝が
かぶさっている

草が茂って見通しが悪い

ゴミが捨てられる

土が流れ出そう

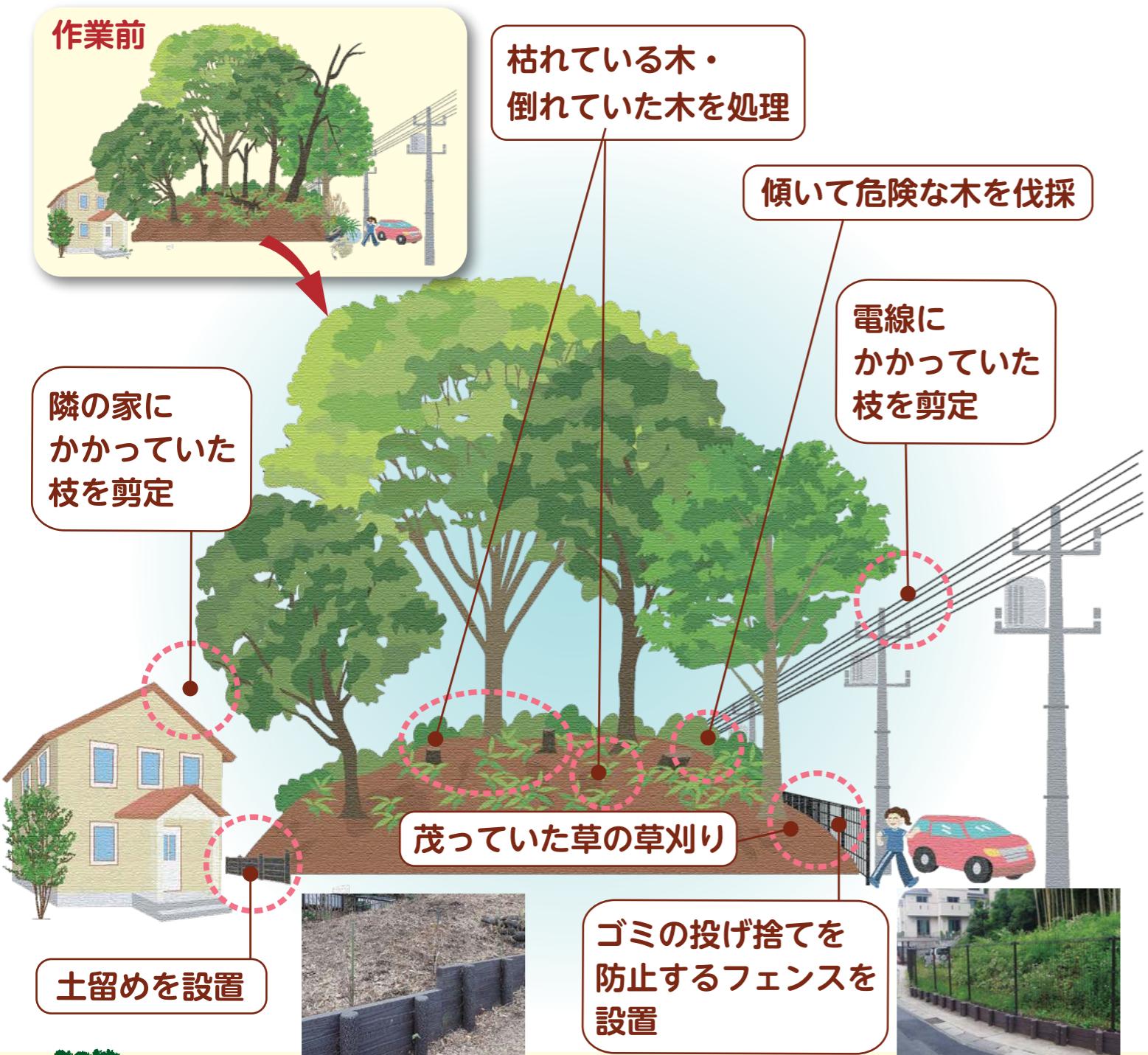


横浜みどりアップ計画

樹林地維持管理助成事業は、横浜みどり税を活用しています。



助成を受けることができる作業例



助成事業に関するQ&A

Q-1 申請手続きを業者に行わせてもらうことはできますか。

A できます。土地所有者様と事業者双方の押印のある委任状をご準備ください。

Q-2 自宅に隣接している別の人所有する樹林地が荒れていますので、所有者に代わって申請できますか。

A できません。緑地保全制度(「助成の要件」を参照)に指定されている樹林地が助成の対象であり、申請者は対象樹林地の所有者に限ります。

Q-3 どこに作業を頼んだらよいか分からないので、紹介してもらえないですか。

A 個別の紹介はできませんが、本市の有資格者名簿がありますので、横浜市ホームページをご確認ください。

ヨコハマ・入札のとびら 有資格者名簿検索画面で「造園」「公園緑地管理」を検索
(この名簿にない事業者でも主たる事業所を)
(市内に持つ事業者であれば対象になります。)



助成の要件

●緑地保全制度に指定されていること。

対象となる緑地保全制度 (ただし市民の森・ ふれあいの樹林に 重複指定されている 樹林地を除く)	特別緑地保全地区 近郊緑地特別保全地区 緑地保存地区 源流の森保存地区 地区計画緑地保全区域*
--	---

*横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例別表
第11(い)欄で定められた緑地の保全のための制限が適用される区域

- これから予定している作業であること。
- 樹木管理(伐採・剪定など)と草刈りについては、助成を受けた年度から3か年度を経過していること(同じ地番について適用)。
- フェンス、土留めの設置については、それぞれ一回のみ助成が可能(同じ地番について適用)。
- 作業を行う事業者については、市内事業者を選んでいただくようお願いしています。
- 横浜みどり税を財源とした事業です。みどりアップ計画の広報等へ、事業の成果を掲載します。ご協力をお願いします。

■助成対象となる費用

- ①樹木の伐採や剪定などの作業費用
- ②①の作業で生じた廃棄物の運搬・処分費用

★このほかにも条件等があります。
詳しくはお問い合わせください。



助成金額

■作業区分ごとの助成率と上限

助成対象	助成率	上限金額
樹木の伐採・剪定・草刈り	50万円まで100% 50万円を超えた費用については50%	合わせて200万円まで
倒木・枯れ木の撤去処分	50%	
フェンス・土留めの設置	50%	

■助成金額の例

助成額は千円単位
例1:樹木の伐採・剪定作業費用が120万円の場合

助成額 85万円	申請者負担額 35万円
100%助成 50万円	50%助成 35万円

助成金が85万円活用できます

例2:枯れ木の撤去処分とフェンスの設置費用が80万円の場合

枯れ木の撤去処分費用 30万円	フェンスの設置費用 50万円
100%助成 30万円	助成金が55万円活用できます

フェンス設置助成25万円 申請者負担額 25万円



Q-4 既に作業をしてしまいました。助成の対象となりますか。

A 対象となります。ただし、伐採して指定地内に積み置いた木が、樹林地の管理を行うにあたり支障がある場合、処分する費用は助成の対象となります。

Q-5 樹林地が保全制度に指定されていません。維持管理費用の助成制度を使いたいのですが、どうしたらよいですか。

A まずは指定が必要です。下記担当課へ、ご相談ください。制度を詳しくご案内いたします。ご相談の際は、土地の地番や面積について、お知らせください。指定が可能かどうか現地を確認いたします。
【お問い合わせ】公園緑地事業課 緑地保全担当 電話 045-671-3534
E-mail mk-ryokuchihozen@city.yokohama.lg.jp